利用申込受付中!

マイナンバーカードが

健康保険証として

利用できるようになります!

2021年3月から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、 今後、厚生労働省の社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



総務省





医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。 ※顔写真は機器に保存されません。

利用申込はカンタン!

今すぐ申込可能



▼ まずは必要なものをチェック!

- ●申込者本人のマイナンバーカード +あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- **②マイナンバーカード**読取対応のスマホ (又は PC+IC カードリーダー)
- ❸「マイナポータル AP」のインストール







STEP1

「マイナポータルAP」を起動する。



「健康保険証利用申込」を タップする(押す)。



利用規約等を確認して、同意する。 ※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。



マイナンバーカードを読み取る。 数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを スマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを 押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん











どんないいことがあるの?

就職・転職・引越をしても 健康保険証として ずっと使える!

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 今までに使った正確な薬の 情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで 自身の特定健診情報や 薬剤情報・医療費情報が 見られる!





マイナポータルを通じた 医療費情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が





限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12 桁の数字)を取り扱う ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

いつから使えるの?



●マイナポータルで、利用申込受付中!



マイナンバーカードの申請はお早めに!

2021年3月から

- ●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- ●マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

● 2021年 10月 (予定)から

●マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に



2021年分所得税の確定申告 (予定)から

●確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に

申込方法は 特設ページでも 確認できます!



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合 フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平 日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

ittps://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html